

日立労基協だより

第10号

発行所
 日立市弁天町二丁目一番15号
 社団法人日立労働基準協会
 電話(0294)23-3431
 E-mail:roukikyo@sdi.or.jp
 編集兼発行人 桜井 博

あけまして
 おめでとーいっしょに
 いきます



烏骨鶏
 写真提供 日立セメント(株)

年頭のご挨拶



(社)日立労働基準協会

会長 富山 正章

新年あけましておめでとーござい
 ます。会員事業場の皆様方には、日頃か
 ら日立労働基準協会の運営に対しまし
 て格別なるご支援、ご協力をいただき
 厚く御礼申し上げます。

お陰様を持ちまして平成十六年度の
 事業計画も現在のところ順調に実施さ
 れており、重ねて御礼を申し上げます。
 さて、労働災害の状況と致しまして
 は、長期的には減少傾向を示している
 もの、昨年も大規模事故・災害が全
 国各地で頻発しております。また、過
 重労働による健康障害や精神障害に係
 る労災認定件数も高い水準で推移して
 います。一方、相次ぐ台風被害、新潟
 県中越地震など自然災害が猛威をふる
 た一年でもありました。今尚、被災地
 では不自由な生活を余儀なくされてお
 り、早期の復興を心よりご祈念申し上
 げます。

こうした中、日立労働基準監督署管
 内では、死亡災害が七件発生しており
 一昨年の死亡災害ゼロ達成から、一転
 して憂慮すべき状況に至っております。
 茨城県内も同様の傾向にあり、休業災
 害においては、前年度の増加幅が、平
 成以降、最悪の水準を示しております。
 ご承知の通り、労働災害は絶対にあっ
 てはならないことであり、私達は、企
 業の重大な責務として、災害、職業

性疾病を阻止していかねればなりま
 せん。経済情勢が一進一退を繰り返す
 中、安全衛生を取り巻く環境も依然厳
 しい状況が続いておりますが、前述の
 災害傾向を踏まえた対策が必要不可欠
 です。

特に、「安全と健康を最優先とする意識
 の高揚」と、「安全で健康な職場を実現
 するための日常活動」と言った基本が
 大切であり、それを強力に推進する
 人材の育成が、最も重要と考えられて
 います。

当協会と致しまして、人材育成の
 観点から、技能講習及び特別教育を中
 心に、関係法令に基づく労働条件、安
 全衛生等の普及・啓蒙を目的に活動を
 展開しております。引き続き関係官庁
 のご指導を仰ぎながら、尚一層の努力
 をして参る所存ですので、今後ともご
 理解、ご協力のほど宜しくお願い申し
 上げます。

最後になりましたが、会員事業場の
 皆様、更に飛躍の年となることを御
 祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせて頂
 きます。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会

役員一同

平成十六年度 安全衛生研修会開催



昨年度から半日研修の形式を取り入れ好評を博したことから、今年度も同形式とし、十一月二十六日(金)の午後から五十二名の参加を得て開催いたしました。

研修は三部形式で行い、第一部は安全衛生優良事業場の見学会で、今回は日立電線(株)日立高工場を見学いたしました。見学後多くの参加者から、5Sをはじめ安全衛生活動が積極的に展開されており、たいへん参考になったとの感想が寄せられました。

第二部はホテルサンガーデン日立に会場を移し特別講演を行いました。

「労働災害と安全配慮義務」と題し、安斉・外井法律事務所の弁護士・渡邊岳氏より講演をいただきました。多くの判例を基に安全配慮義務の範囲やポイントなど、判り易くお話しいただきました。参加者からは、「安全担当者として身近かで切実な話」、「安全配慮はより慎重により具体的に運用することが必要と痛感した」など多くの感想が寄せられました。

第三部は同会場での交流会を行いました。情報交換の場として他事業所の担当者とのお交流がはかれ、参考になることが多々あったとの感想が寄せられました。

昨年、今年と半日研修の形で実施しましたが、今回も有意義な研修会となりました。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会

運営委員会一同

平成16年 安全衛生関係各種表彰受賞者紹介

平成十六年に、安全衛生関係及び無災害記録表彰を受賞された企業並びに個人の方々を紹介いたします。

一 建設業無災害記録証(厚生労働省労働基準局長授与)

・株木建設(株)茨城本社 16.4.28
(茨城キリスト教学園中学・高校6号館建設工事)

二 安全緑十字証(茨城労働局長授与)

・(株)武蔵野化学研究所磯原工場(940日) 16.7.22
・ムサシノカイギ(株)(940日) 16.7.22

三 茨城県産業安全衛生大会表彰

(一)茨城労働局長表彰
・奨励賞 (株)大友製作所高秋工場(高秋市)

(二)社(茨城労働基準協会連合会長表彰)
・事業場賞 茨城化成(株)磯原工場(北茨城市)
・功績賞 栗本俊哉氏 日立化成(材)日立市

(三)建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
・事業場賞 (株)根本組(高秋市)

(四)陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
・事業場賞 大友重機運送(有) (北茨城市)
・事業場賞 日立特急(有) (日立市)

(五)林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
・功績賞 川井啓司氏(高秋市)

(六)港湾貨物運送事業労働災害防止協会

・事業場賞 日立ポーターサービス(株) (日立市)
東京総支部日立支部長表彰

四 日立地区安全衛生大会

(一)日立労働基準協会会長表彰
・事業場賞 ユニマテック(株)第一工場 (北茨城市)
・マルチアドパンス(株)本社工場 (日立市)

(株)ヘステックサービス (日立市)
・功績賞 阿部重義氏 日立ホーム&ライフソリューション(株) (日立市)

鈴木清貴氏 (株)武蔵野化学研究所磯原工場 (北茨城市)

監督署からのお知らせ(4～8面)

賃金不払残業の解消に向けて

賃金不払残業(いわゆるサービス残業)は、労働基準法に違反する、本来あってはならないものです。本紙第7号(平成15年8月8日付)で紹介したように厚生労働省では、平成15年5月に「賃金不払残業総合対策要綱」及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき指針」を策定し、事業場における賃金不払残業の実態を最もよく知る立場にある労使に対して主体的な取組みを促すとともに、適正な労働時間の管理を一層徹底する取組を行っています。

賃金不払残業の解消に向けた取り組みは、労働基準行政においても最重要課題の一つとして、全国の労働基準監督署において事業場に対する指導等を行っています。今号においては、ある労働基準監督署において、事業場に対して指導を行い、改善が図られた事例を紹介したいと思います。

1 会社概要 業種 製造業 労働者数：企業全体で約800名

(1) 労働基準監督署の指導状況

労働基準監督官(以下担当官)が当該会社に対して臨検監督を実施したところ、勤務状況表(各人が自ら出退勤時刻をパソコンで入力するもの)によると、フレックスタイム制が適用される大部分の労働者が、標準勤務時間帯(8時15分から17時)に出退勤していることとなっていることが判明したため、フレックスタイム制が適正に運用されているか、あるいは本当に同時刻に出退勤しているのか疑われたが、事実確認は行えなかった。

この為、担当官は、上記臨検の数日後の夜7時過ぎに再び臨検監督を実施し、時間外労働を行っている労働者の氏名・人数を確認したところ、約80名の労働者が時間外労働を行っていたことが判明した。さらに、数日後、勤務状況表を提出させたところ、夜間臨検をした当日のみが突出して退勤時刻が長くなっており、労働者が実際の労働時間を会社に申告しているとは言い難い状況が認められた。

このため、担当官は、夜間に臨検監督した結果を会社の人事担当課長へ示し、労働時間を適正に管理しているかどうか追及したところ、「労働者から自己申告のあった勤務状況表にある出退勤時刻が実際の出退勤時刻と相違があることは認識していた」との回答があった。そこで、担当官は実際の労働時間を把握するよう社内調査の実施を指示した。その結果、会社の社内調査で、勤務状況表と実際の労働時間との間に乖離が認められた。このため、担当官は、労働基準法第37条違反として、その是正を求めた。

(2) 当該会社の改善状況

当該会社は、担当官の指導に従い、社内調査結果によって把握した時間外労働時間数に応じた割増賃金の不足額(企業全体を対象労働者数約500名に対して総額約8,000万円)を支払うとともに、労使一体となって労務管理委員会(使用者側が取締役、労務管理責任者など約5名、労働者側が労働組合執行役員約5名ずつの計約10名で構成)を設置し、労働時間管理の適正化の方法を検討した結果、労働者の自己申告制を廃止し、タイムカードを導入し、労働時間を適正に管理することとしたところである。

(3) ポイント

賃金不払残業を発生させている要因のひとつとして、事業場が個々の労働者の労働時間を適切に把握していないという問題があります。労働時間の把握の方法としては、

使用者(あるいは労働時間管理を行う者)が、自ら直接始業時刻や終業時刻を確認すること
タイムカード・ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること
のふたつの方法が最も有効な方法です。労働者の自己申告による場合、上記の例のように、労働者が何らかの理由で、過少申告をすることもあります。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」においても、自己申告制による労働時間の把握については、やむを得ない事情がある場合の措置とされていますので、自己申告制を採用している事業場においては、改善が必要です。また、労働者が過少申告する理由として、勤務評定に響く、皆が少なめに申告しているのなど企業風土による部分も多いと思われます。この例では、使用者側と労働組合が真摯に話し合いを行い、改善を図ったというものです。

昨年、11月には東京労働局が、残業代(時間外手当)の不払という労働基準法違反の容疑で、大手家電量販店に対して本社等4カ所の自宅捜査を行ったという記事が掲載されました。同じく11月23日の勤労感謝の日に、全国で賃金不払等に関する電話無料相談を行ったところ、1,430件の相談があり、そのうち1,053件が賃金不払残業に関するものでした。

賃金不払残業については、経営者の意図的なものだけでなく、企業風土により生じているものも多いと思われます。皆さんの事業場においても、労働者の自己申告により、労働時間を把握するのみで、客観的な労働時間の把握を行っていない等の現状であれば、この機会には是非賃金不払残業を発生させるような問題がないか社内調査を行い、検討を行っていただければと思います。

労務相談Q & A 派遣について -

Q 企業が、労働者の派遣を受ける際、どのような措置が必要でしょうか？
労働条件は派遣会社（派遣元）が整備すると聞いていたのですが。

A 雇用契約書や賃金、労働時間管理や年休などは派遣元が責任を負いますし、36協定届を作成するのも派遣元となります。ただし、派遣労働者が就労するのは派遣先企業ですから、36協定を遵守する責任は派遣先となります。また、職場での安全対策も派遣先が責任を追うこととなります。労災事故が発生したときには、労災保険は派遣元の保険を使用しますが、監督署への死傷病報告は派遣先、派遣元ともに行う必要があります。

労働基準法の適用関係の分類（例）

派遣元の責任	派遣先の責任
労働契約 賃金 変形労働時間制 36協定 年次有給休暇 産前産後の休業	労働時間、休憩、休日 産前産後の時間外、休日、 深夜業育児時間
就業規則 報告の義務	報告の義務

また、近年、派遣に関するトラブルも多く、その対策も必要となります。適切な派遣就業の確保のため、派遣先責任者を選任（派遣法41条）し、派遣元との連絡調整を行うほか、苦情処理などに当たらなければならないとされています。

なお、請負と称していても、実態が派遣であれば派遣法が適用になり、労働基準法の適用は上記のとおりです。派遣と請負の区分については、茨城労働局需給調整事業室(TEL029-224-6239)へお問い合わせ下さい。

～ 中小企業事業主の皆様へ～

「中小企業時短援助事業」の紹介

「労働基準法がよくわからない、就業規則の労働時間制度を整備したい」という企業団体に対し、日立労働基準協会が講習会や相談会のお手伝いを行います。

平成17年4月から1年間、同一地域、同一業種、企業系列などの団体に対し、時短アドバイザーによる制度改善の指導援助を実施する事業です。今年で最後となる事業ですので、講習会を計画している団体の方々は、ぜひこの事業の活用をご検討ください。

労働条件整備にかかる研修会を開催

平成16年10月19日、日立地区産業支援センターにおいて、日立労働基準協会との共催により、労働条件整備に関する研修会を開催しました。当署においては従来から各種届出書類等に関し直接指導を行ってきておりますが、届け出る書類の記載方法や、労務関係に関する日頃のちょっとした疑問を勉強する機会があればと言う要望もあったことから、当研修会を実施することとしたものです。当日は53名の方が参加されました。研修内容は、「36協定の記載に当たって留意すべき事項」、「嘱託として再雇用した者への年次有給休暇の付与日数」等、具体的な事例に基づいて実施いたしました。また昨今、新聞の紙面を賑やかす「サービス残業」についての、全国の監督署での指導事例と会社側の是正状況などについても、説明を行いました。研修会終了後には、何名もの参加者から個別に質問をされるなど、参加された皆さんは熱心に受講をされていました。

茨城県の最低賃金

茨城県の地域別最低賃金及び産業別最低賃金は下記のように改定されました。使用者は労働者に対して次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	648	平成16.10.17



産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄鋼業	748	平成16.12.31
一般機械器具製造業	739	平成16.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具 電子部品、デバイス製造業	736	平成16.12.31
精密機械器具製造業	736	平成16.12.31
各種商品小売業	712	平成16.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含みません。

- ・精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ・1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

死亡災害が多発

日立労働基準監督署では、平成16年下半期の死亡災害の続発を防止させるための特別活動として平成16年10月から12月までの期間を「死亡災害特別活動」の期間とし、特別活動期間における実施計画の策定、事業場の経営者、経営トップ自らの積極的な安全パトロール、特別総点検、安全集会などの実施、特別活動のポスター、立て看板、標語掲示などの取り組みを講じていただくよう各災害防止団体を通じて事業場の皆様に要請を行い、あわせて死亡災害防止特別活動の立て看板を日立労働基準監督署及び日立労働基準協会前に、懸垂幕を日立労働基準監督署に設置したところです。結果としては、平成16年12月14日現在で平成16年の死亡災害として下記のとおり7人の方が亡くなりました。この数は平成3年以来的のものであり、大変残念な結果になってしまいました。

皆様方におかれましては、今年においても死亡災害ゼロを目指して、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非正常作業における安全確認、交通ルールの徹底等、労働災害防止活動の原点に立ち返った活動を継続的に実施していただくようお願いいたします。

平成16年に日立労働基準監督署管内で発生した死亡災害

2月29日 56歳 男性 作業員	土木工 事業	構築物	道路改良工事において、高さ2.3m、幅0.7m、重さ約4.3トンのコンクリート壁(帯工)の型枠支柱保工を外した際、コンクリート壁が打ち継ぎ目から倒壊し、その下敷きとなった。内蔵破裂により死亡。
3月7日 35歳 男性 店員	接客娯 楽業	乗用車	自動車で別店舗の手伝いに行く途中、道路工事のために設置されていた単管パイプのバリケードに衝突した。その際、単管パイプが車前部から運転席まで貫通し、運転席の被災者の胸部を突き刺した。
3月30日 50歳 男性 塗装工	塗装工 事業	高所作 業車	地上高さ約4.6mの位置の配管の塗装をするため、高所作業車のバスケットを180度回転させようとした際、バスケットの操作を誤り配管とバスケット手摺の間に胸部を挟まれた。胸部圧迫により死亡。
9月28日 38歳 男性 技術者	製造業	原動機	発電機の性能検査を行っていた際、端子箱と変圧器とを結んでいたリード線に接触したため短絡が起り、瞬時に飛び散ったアークにより火災が発生した。その際、被災者は全身の約85%に火傷を負い、事故より19日後に多臓器不全のため死亡。
11月16日 55歳 男性 運転手	運輸交 通業	トラック	業務のためトラックを運転して国道を走行中、前方の交差点に停車していた大型トレーラーに衝突したため胸を強打して死亡。
12月6日 50歳 男性 塗装工	その他の 建設業	建築物、 構築物	高圧電線鉄塔の防錆塗装作業中に、地上から高さ15.4メートルの位置に設置した中間ステージに渡した幅24cm、長さ3メートルの足場板から墜落したため全身を強く打ち、搬送先の病院で死亡。
12月13日 64歳 男性 作業員	製造業	クレーン	工場内に2名でつり上げ過重2.8トンのクレーンを用いて重さ約1.5トンの鉄製台座(縦2.2m×横6.7m×厚さ0.15cm)をつり上げ移動させようとしたところ台座が倒れ、1名が頭部を強く打ち死亡、もう1名も頭部を打ち休業した。

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況

労働災害発生状況

平成16年11月末現在 (死亡災害は平成16年12月14日現在)

	茨城労働局管内		日立監督署管内	
	死亡災害	休業4日以上 の災害	死亡災害	休業4日以上 の災害
製造業	4 (-2)	787 (-59)	2 (+2)	56 (-13)
建設業	13 (+3)	331 (-50)	3 (+3)	28 (+2)
運輸交通業	8 (+4)	371 (+40)	1 (+1)	21 (+7)
その他の業種	7 (-1)	842 (+18)	1 (+1)	40 (±0)
合計	32 (+4)	2331 (-51)	7 (+7)	145 (-4)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成16年11月末現在

	茨城労働局管内		日立監督署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	0 (-3)	12 (-11)	0 (±0)	1 (+1)
建設業	2 (-1)	14 (+3)	0 (±0)	0 (±0)
運輸交通業	5 (+1)	49 (+4)	1 (+1)	7 (+4)
その他の業種	3 (-1)	76 (-17)	1 (+1)	3 (±0)
合計	10 (-4)	151 (-21)	2 (+2)	11 (+5)

()内は前年同期との差

職場環境の改善のために快適職場推進計画認定制度のご利用を

平成16年度は平成16年12月15日現在で、継続事業として8事業場、有期事業場として8事業場の合計16事業場が快適職場推進計画を申請し、12事業場がすでに認定を受けています。以下に快適職場推進計画認定を受けた事業場を紹介します。

	認定日	事業場名	所在地	措置内容
1	H.16.5.17	東日本ダイケンプロダクツ(株)	高萩市	空気環境・環境整備
2	H.16.5.17	ハート封筒(株)日立工場	日立市	休憩室・空気環境・食堂等・洗身設備
3	H.16.5.17	武藤建設(株) 榊橋高架部下部工事	日立市	温熱条件・給湯設備・空気環境・作業空間・視環境・洗面所
4	H.16.6.15	諏訪コミュニティーセンター	日立市	休憩室等・温熱条件・環境整備・給湯設備・談話室等
5	H.16.6.29	(株)穴吹工務店 サービス本宮新築工事	日立市	温熱条件・洗面所・更衣室等・環境整備・休憩室・重筋作業・空気環境・作業空間等・視環境
6	H.16.9.9	ムサシノガイギー(株)	北茨城市	空気環境・職場生活支援・食堂等・重筋作業・音環境・機械操作等
7	H.16.9.26	(株)日立製作所日立研究所	日立市	空気環境・視環境・休憩室等
8	H.16.9.26	(株)秋山工務店 アネージュ幸町作業所	日立市	作業空間・温熱条件・休憩室・視環境
9	H.16.11.30	常磐興産ピーシー 花貴跨線橋工事事務所	日立市	空気環境・温熱条件・視環境・音環境・重筋作業・緊張作業
10	H.16.11.30	日化設備エンジニアリング(株) 日立事業所	日立市	空気環境・休憩室・食堂等・視環境・不良姿勢作業・作業空間等・環境整備・洗面所・トイレ等
11	H.16.12.2	上岡製作所(株)茨城工場	北茨城市	休憩室等・温熱条件・作業空間・空気環境・
12	H.16.12.7	鈴縫・日立土木・益三JV (仮称)県営神峰アパート・日立市営子育て支援施設建設工事	日立市	空気環境・温熱条件・重筋作業・食堂等

＜お問合せは下記まで＞

(社)茨城労働基準協会連合会 茨城快適職場推進センター 電話029-225-8881

日立労働基準監督署 電話0294-22-5187

ハローワークからのお知らせ

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正について

1 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の義務化

【平成18年4月1日から施行】

定年(65歳未満のものに限る。)の定めをしている事業主について、65歳までの定年引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めを廃止のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととする。

ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業3年間、中小企業は5年間)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引き上げに合わせ、2013年度(平成25年)までに段階的に引き上げる。

2 解雇等による高齢者離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化

【平成16年12月1日から施行】

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高齢者等が希望するときは、事業主は、当該高齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアの棚卸しに資する事項や再就職援助措置等を記載した書面(求職活動支援書)を作成し、交付しなければなりません。

求職活動支援書の様式例や記載例は、公共職業安定所で配付しておりますので必要な方は当所担当までお申し付け下さい。

3 労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

【平成16年12月1日から施行】

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満のものに限る。)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

4 シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の手続きの特例

【平成16年12月1日から施行】

シルバー人材センターが、届出(労働者派遣法の特例)により臨時的かつ短期的または軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことを可能とします。

お問い合わせ等あれば、ハローワーク日立(21-6441)求人特援部門までご連絡下さい。

参加事業所募集

ガンバレ高校生2005-in日立「新規高卒者就職面接会」を開催いたします。一人でも多くの高校生に就職の機会を場を確保するため、是非面接会に参加して下さいますようお願い申し上げます。

- 1.日時 平成17年1月20日(木)
13:00～15:30 (受付開始12:30)
- 2.場所 ホテルサンガーデン日立
日立市幸町1-20-3

お問い合わせ及びお申込みは

- ハローワーク日立 立 0294(21)6441
ハローワーク常陸太田 0294(72)6446
ハローワーク高萩 0293(22)2549まで。

知的障害者の雇用に関する セミナー開催のお知らせ

知的障害者を取り巻く現況は、どうなっているか。また働きやすい職場環境とは、さらに雇用した場合における援護制度について理解を深めていただきます。多くの事業主の皆様のご参加をお待ちしております。

- 1.日時 平成17年1月20日(木)
10:00～11:30 (受付開始9:30)
- 2.場所 ホテルサンガーデン日立
(星海の間)
日立市幸町1-20-3

お問い合わせ等は

- ハローワーク日立 0294(21)6441
求人特援部門まで。

平成17年度講習会・教育開催計画

	種 別	開 催 日	実 技 会 場
技 能 講 習	玉掛け	4/7~9 6/16~18 8/4~6 10/6~8 12/1~3 2/2~4	㈱日立製作所 日立事業所
	特定化学物質等作業主任者	4/27~28 8/10~11 1/18~19	
	有機溶剤作業主任者	4/13~14 7/6~7 9/7~8 11/9~10 2/8~9	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6/22~25 8/24~27 10/12~14 12/7~9	(社)日立労働基準協会教室
	ガス溶接	9/16~17 2/17~18	㈱日立製作所 日立事業所
	フォークリフト運転(学科)	4/1 6/8 7/27 10/3 11/15 1/11	㈱日立物流
	乾燥設備作業主任者	5/11~12	
	プレス作業主任者	7/11~13	
特 別 教 育	アーク溶接	11/18~19	㈱日立製作所 日立事業所
	クレーン運転	4/22~23 10/21~22	㈱日立製作所 電機システム事業部
	研削といし	2/23~24	(社)日立労働基準協会教室
	プレス・シャー	12/16~17	日立ホーム&ライフソリューション㈱
	電気(低圧)取扱い業務	9/12~13	桐木田広場
講 習 会	粉じん作業	8/30	
	安全衛生推進者等養成講座	5/16~17	
	職長教育	5/25~26 7/21~22 9/28~29 11/28~29 1/24~25 3/1~2	
	ゼロ災研究会	6/28	

1. 学科の会場は全種目 (社)日立労働基準協会教室です。
2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもあります。

労働安全衛生マネジメントシステム

研修会の開催案内

新しい安全管理手法として、厚生労働省指針に沿った労働安全衛生マネジメントシステムがあります。この手法を導入することにより、災害ゼロから危険ゼロの職場を実現しようとするもので、厚生労働省の重点施策として、その普及に力点を置いているものです。

今般、日立労働基準監督署との共催により、次の内容にて研修会を開催しますので、ご案内致します。

一 日 時 平成十七年一月十七日(月)

午後一時から五時まで

二 場 所 日立地区産業支援センター

三 募 集 人 員 一〇〇名

四 講 師 小澤清氏
(小澤労働安全衛生コンサルタント事務所所長)

五 参 加 料 無料

六 研 修 内 容 無 料
(一)労働安全衛生マネジメントシステム

(二)OSHMSの概要

(三)OSHMS構築の実際

(四)リスクアセスメントの概論

(五)リスクアセスメントの演習

編集後記

あけましておめでとうございます。

新しい年が会員皆様にとって、良い年となることを願っております。事務局も頑張ります。今年もよろしくお祈り致します。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会

事務局一同